

(証券コード 2773)

2020年6月12日

株 主 各 位

大阪市北区西天満 1 丁目 2 番 5 号

**株式会社 ミューチュアル**

代表取締役社長 榎 本 洋

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛等が要請されていた状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日は発熱・体調不良の場合、ご出席をご遠慮いただくようお願い申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使していただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区西天満 1 丁目 2 番 5 号

大阪 J Aビル 2階 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役6名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件  
**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mutual.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mutual.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査を行った事業報告、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に雇用・所得環境の改善がみられるなど、緩やかな回復基調を維持して参りましたが、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされ、厳しい状況で推移いたしました。海外経済におきましても米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等に加え、感染症の世界的大流行により、経済活動が抑制され急速に減速いたしました。当社グループの主力事業領域である医薬品業界は、国の財政難を背景とした医療費抑制の流れの中で、ユーザー各社の設備投資を控える動きに加え、新型コロナウイルス関連事象として新規設備計画の先送りが目立っており、当社グループを取り巻く環境は、更に厳しさを増しております。

このような状況下、当社グループでは医薬品メーカーの海外展開に伴い、中国・東南アジア市場への販売を強化するとともに、中国の展示会に積極的に出展し、現地メーカーとのタイアップ、ネットワークづくりにも注力して参りました。また、製造部門におきましては技術センター、関東工場間で技術共有等の連携を強化し、生産の拡大や効率化を図りコストダウンに努めて参りました。

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国人技術者が帰国を余儀なくされるなど、一部輸入機械の大口案件が翌期にずれ込んだものの、グループ各社当期受注、当期売上の短期案件が増加したことで、前連結会計年度比780百万円増収となりました。損益面におきましても、増収に加え売上高総利益率が原価低減努力により前連結会計年度比0.8ポイント改善し、売上総利益が291百万円増加した結果、営業利益以下の各段階利益も増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の売上高は11,847百万円（前連結会計年度比7.1%増）、売上総利益は3,122百万円（同10.3%増）、営業利益は1,233百万円（同22.7%増）、経常利益は1,253百万円（同21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は760百万円（同29.2%増）と増収増益となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

〈産業用機械事業〉

当社グループの主力事業である産業用機械事業は、売上高全体では11,385百万円（前連結会計年度比8.3%増）でありました。この内、医薬品業界が7,253百万円（同23.3%増）、化粧品業界が2,472百万円（同26.2%減）、食品業界が891百万円（同85.0%増）、その他業界が768百万円（同4.0%減）となりました。

〈工業用ダイヤモンド事業〉

工業用ダイヤモンド事業は、事業売上高として461百万円（前連結会計年度比16.6%減）となりました。主なユーザーは自動車業界、半導体業界であります。

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント の 名 称	第 75 期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		第 76 期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	
	金 額（千円）	前年比(%)	金 額（千円）	前年比(%)
産 業 用 機 械 事 業	10,512,955	135.2	11,385,868	108.3
（ 医 薬 品 ）	(5,881,368)	(123.3)	(7,253,300)	(123.3)
（ 化 粧 品 ）	(3,348,976)	(183.7)	(2,472,526)	(73.8)
（ 食 品 ）	(481,984)	(55.9)	(891,871)	(185.0)
（ そ の 他 ）	(800,626)	(249.9)	(768,170)	(96.0)
工業用ダイヤモンド事業	553,715	110.0	461,640	83.4
合 計	11,066,670	132.5	11,847,509	107.1

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は19百万円であり、その主なものは大阪技術センター内に設置した3次元測定器約9百万円、子会社の三晴精機株式会社の製作した展示機2台約3百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な増資、社債発行及び借入等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第73期 2016年度	第74期 2017年度	第75期 2018年度	第76期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高(千円)	12,219,238	8,350,984	11,066,670	11,847,509
経常利益(千円)	1,261,772	472,550	1,034,463	1,253,754
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	798,883	224,303	589,107	760,944
1株当たり当期純利益	119円20銭	34円77銭	91円31銭	117円94銭
総資産(千円)	13,358,436	13,331,380	15,004,798	15,632,951
純資産(千円)	8,694,467	8,846,887	9,170,325	9,786,575
1株当たり純資産額	1,303円16銭	1,333円77銭	1,372円45銭	1,460円73銭
自己資本比率(%)	62.9	64.5	59.0	60.3

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第73期から第74期までの総資産の金額及び自己資本比率については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額及び比率となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日伊包装株式会社	30百万円	100.0%	包装資材の加工
株式会社ウイスト (注)	10百万円	57.0% (43.0%)	化粧品製造設備を中心とした 包装機械の製造・販売
Mutual(Thailand)Co.,Ltd.	172百万円	100.0%	医薬品・食品等製造設備の製 造・販売
三晴精機株式会社 (注)	16百万円	79.8% (20.2%)	医薬品・化粧品・食品等の包 装機械の製造・販売

(注) 議決権比率の( )内は、緊密な者または同意している者の議決権比率を外数で記載しております。



#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、日本経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、インバウンド需要の急減、輸出の大幅な減少、企業収益・個人消費の低下などリーマンショックを上回る景気後退も予想され、先行きが大きく懸念されております。また、医薬品業界においては、医療費抑制に加えて、輸入原料調達が困難となることから、製品の安定供給が懸念され、設備投資計画の延期や見直しの動きに更に拍車がかかっており、依然として、極めて厳しい状況であるとともに、化粧品業界においても、インバウンド需要・個人消費の急減による先行き不透明感から設備投資を控える動きが強くなっております。

当社グループはこのような状況下において、①医薬品業界の深掘り②国内新規マーケットの開拓③海外への展開強化を基本路線として、国内外の設備投資に係る受注を目指し、グループ企業の総力を結集して更なる収益機会の拡大を図る所存であります。医薬品業界については、研究所などこれまで手薄であった部署へのアプローチを強化し、新規マーケットの開拓は、担当を新たに設置して、国内外から新商材・新市場の発掘を専門的に行うことといたしました。海外展開では、中国展示会への積極的な出展を契機とした、現地企業とのタイアップ、ネットワークづくりが形となりつつあります。

対処すべき課題として認識しておりますのは、①受注の増強（専門営業部隊及びアフターサービス業務の充実とともに展示会出展や業務提携による海外市場の開拓を柱として営業力を強化すること）、②利益水準の向上（新たな事業分野の拡大による売上の拡大とともに、新規商品の開発や商品ラインナップの拡充、メンテナンスの本格事業化により競争力を強化し、グループブランド製品の製造能力向上等によりコストの低減を図ること）、③人材確保（国内外を問わず即戦力人材の採用を通じて営業力・技術力・マネジメント力を強化すること）、及び④経営効率化（組織の効率化・事業運営の効率化・人事制度の効率化・グループ運営の効率化など経営全般を見直し、効率化を推進すること）であり、更なる業績の向上にグループ全社をあげて邁進する所存であります。

また、併せて、引き続き海外販社や海外機械メーカーとの業務提携やM&Aなど様々な可能性を追求し、グローバルな営業体制を整え、業容の更なる拡大を実現していく方針であります。

今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成されており、各種省力化設備商品の設計・製作、国内外販売及び輸出入を主たる業務とし、その取扱品目は、医薬品、化粧品及び食品業界向け包装関連機器、工業用ダイヤモンド等であります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	大阪市北区
支店・営業所	東京都千代田区、静岡市、富山市、福岡県福津市
技術センター	大阪（大阪府泉大津市）、東京（埼玉県越谷市）
工 場	関東（千葉県八街市）

② 主要な子会社の事業所

日伊包装株式会社本社	兵庫県伊丹市
株式会社ウイスト本社	京都府相楽郡精華町
Mutual(Thailand)Co.,Ltd.	タイ
三晴精機株式会社本社	千葉県八街市



(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
189 (14) 名	+6 (+4) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートを含んでおります。)は( )内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136 (5) 名	+1 (+1) 名	48.9歳	13.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートを含んでおります。)は( )内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 17,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 7,620,320株  |
| ③ 株主数        | 9,925名      |
| ④ 1単元の株式数    | 100株        |
| ⑤ 大株主(上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
有限会社エム・ティ・シー開発	393千株	6.1%
M T C 社員持株会	348	5.4
株式会社三井住友銀行	322	5.0
ミューチュアル取引先持株会	269	4.2
株式会社三菱UFJ銀行	264	4.1
三浦隆	205	3.2
三浦雅子	199	3.1
豊田容梨子	174	2.7
森崎真規子	173	2.7
株式会社立花エレクトック	122	1.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,168,442株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三 浦 隆	
代表取締役社長	榎 本 洋	
取締役執行役員 常務執行役員	川 島 浩 二	西日本営業担当兼大阪営業部長
取締役執行役員 常務執行役員	吉 野 尊 文	総務部長
取 締 役	日 比 野 俊 彦	YLバイオロジクス株式会社 代表取締役社長
監 査 役 ( 常 勤 )	住 中 秀 和	
監 査 役	北 川 和 郎	
監 査 役	中 西 清	学校法人兵庫医科大学 監事 日本観光ゴルフ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役日比野俊彦氏は社外取締役であります。
2. 取締役日比野俊彦氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査役北川和郎氏及び監査役中西清氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役住中秀和氏は前取締役管理本部長として長年にわたる十分な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役北川和郎氏は、弁護士として企業法務に精通しており、主に法令や定款の遵守及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役中西清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役日比野俊彦氏及び監査役中西清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	95百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12 (6)
合 計	8	107

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第53回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第53回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 日比野 俊 彦	15回	88%	—	—
監査役 北 川 和 郎	17回	100%	13回	100%
監査役 中 西 清	16回	94%	13回	100%

(b) 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役日比野俊彦氏は、企業経営者としての経験・知識に基づき取締役会において主に会社経営の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・ 監査役北川和郎氏は弁護士としての専門的見地から、取締役会においては必要に応じ、議案審議に関して発言を行い、また監査役会においても法令遵守体制ほか法務全般に関し発言を行っております。

- ・ 監査役中西清氏は公認会計士として長年の監査知識、豊富な実務経験に基づく幅広い見識を活かし、公正中立の立場から当社経営陣の職務遂行状況の妥当性を監督、指導し、取締役会においては意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会においては、議案の審議等に適宜必要な発言を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び必要な監査日数や人員数等の報酬見積りの算定根拠などの適切性について必要な検討を行ったうえで、監査報酬等の決定について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	[12,511,132]	<b>I 流動負債</b>	[5,606,447]
現金及び預金	4,929,321	支払手形及び買掛金	2,254,531
受取手形及び売掛金	3,959,439	電子記録債務	801,712
電子記録債権	978,003	未払法人税等	292,147
有価証券	18,213	前受金	1,873,965
商品及び製品	59,483	賞与引当金	124,885
仕掛品	1,761,029	役員賞与引当金	6,300
原材料	78,358	その他	252,905
前渡金	390,423	<b>II 固定負債</b>	[239,928]
その他	339,591	退職給付に係る負債	14,601
貸倒引当金	△ 2,730	役員退職慰労引当金	81,176
<b>II 固定資産</b>	[3,121,818]	繰延税金負債	21,786
<b>1 有形固定資産</b>	(1,121,850)	その他	122,364
建物及び構築物	483,595	<b>負債合計</b>	5,846,375
機械装置及び運搬具	53,955	<b>純資産の部</b>	
土地	571,012	<b>I 株主資本</b>	[8,960,412]
その他	13,286	1 資本金	669,700
<b>2 無形固定資産</b>	(21,550)	2 資本剰余金	725,702
その他	21,550	3 利益剰余金	8,334,592
<b>3 投資その他の資産</b>	(1,978,417)	4 自己株式	△ 769,582
投資有価証券	1,416,679	<b>II その他の包括利益累計額</b>	[464,025]
破産更生債権等	1,175	1 その他有価証券評価差額金	462,449
繰延税金資産	49,506	2 繰延ヘッジ損益	△ 1,199
退職給付に係る資産	18,746	3 為替換算調整勘定	2,775
長期預金	1,500	<b>III 非支配株主持分</b>	[362,138]
その他	496,273	<b>純資産合計</b>	9,786,575
貸倒引当金	△ 5,463	<b>負債・純資産合計</b>	15,632,951
<b>資産合計</b>	15,632,951		



# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,847,509
売上原価		8,724,605
売上総利益		3,122,904
販売費及び一般管理費		1,889,364
営業利益		1,233,539
営業外収益		
受取利息	4,464	
受取配当金	26,624	
その他	8,680	39,769
営業外費用		
支払利息	83	
投資有価証券評価損	5,594	
為替差損	6,687	
保険解約損	6,864	
その他	324	19,554
経常利益		1,253,754
特別損失		
固定資産売却損	14,565	14,565
税金等調整前当期純利益		1,239,189
法人税・住民税及び事業税	448,762	
法人税等調整額	△ 30,494	418,267
当期純利益		820,921
非支配株主に帰属する当期純利益		59,976
親会社株主に帰属する当期純利益		760,944

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	<b>[10,880,729]</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>[5,032,324]</b>
現金及び預金	4,210,924	支払手形	755,111
受取手形	806,772	電子記録債務	801,712
電子記録債権	933,508	買掛金	1,277,203
売掛金	2,839,077	未払法人税等	231,785
商品	59,483	前受金	1,708,182
仕掛品	1,285,097	賞与引当金	108,000
原材料	37,717	その他	150,328
前渡金	404,631	<b>II 固定負債</b>	<b>[130,412]</b>
その他	303,975	繰延税金負債	14,832
貸倒引当金	△ 457	その他	115,580
<b>II 固定資産</b>	<b>[2,892,711]</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,162,736</b>
<b>1 有形固定資産</b>	<b>(807,577)</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物	349,079	<b>I 株主資本</b>	<b>[8,165,746]</b>
構築物	2,345	<b>1 資本金</b>	<b>(669,700)</b>
機械装置	43,584	<b>2 資本剰余金</b>	<b>(695,975)</b>
車両運搬具	0	(1) 資本準備金	695,975
工具器具備品	9,996	<b>3 利益剰余金</b>	<b>(7,569,654)</b>
土地	402,570	(1) 利益準備金	39,500
<b>2 無形固定資産</b>	<b>(15,303)</b>	(2) その他利益剰余金	7,530,154
ソフトウェア	13,008	別途積立金	5,020,000
その他	2,295	繰越利益剰余金	2,510,154
<b>3 投資その他の資産</b>	<b>(2,069,830)</b>	<b>4 自己株式</b>	<b>(△ 769,582)</b>
投資有価証券	1,130,509	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>[444,957]</b>
関係会社株式	463,386	<b>1 その他有価証券</b>	<b>(446,157)</b>
関係会社長期貸付金	181,899	評価差額金	
破産更生債権等	1,175	<b>2 繰延ヘッジ損益</b>	<b>(△ 1,199)</b>
長期預金	1,500	<b>純資産合計</b>	<b>8,610,704</b>
前払年金費用	18,746	<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,773,441</b>
その他	446,220		
貸倒引当金	△ 173,606		
<b>資産合計</b>	<b>13,773,441</b>		

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,412,264
売 上 原 価		7,970,487
売 上 総 利 益		2,441,777
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,414,142
営 業 利 益		1,027,634
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,545	
受 取 配 当 金	41,868	
経 営 指 導 料	5,000	
そ の 他	5,067	53,481
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	45,526	
為 替 差 損	5,245	
保 険 解 約 損	6,864	
そ の 他	99	57,737
経 常 利 益		1,023,378
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	14,565	14,565
税 引 前 当 期 純 利 益		1,008,812
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	364,000	
法 人 税 等 調 整 額	△ 31,263	332,736
当 期 純 利 益		676,075

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社ミューチュアル  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	千 崎 育 利 ⑩
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	生 越 栄 美 子 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミューチュアルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミューチュアル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。  
また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。  
監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社ミューチュアル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 千 崎 育 利 ⑩

公認会計士 生 越 栄 美 子 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミューチュアルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社ミューチュアル 監査役会

常勤監査役 住 中 秀 和 ⑩

社外監査役 北 川 和 郎 ⑩

社外監査役 中 西 清 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ将来の事業展開に備えた財務基盤の強化を考慮するとともに、収益状況に応じた安定的な配当の維持に努めることを基本としております。

第76期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、普通配当25円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は161,296,950円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする変更案第29条第3項、同第4項の新設及び同第30条第2項の変更であります。

また、機動的な配当政策を実施していくにあたり、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、当社定款に変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）及び同第37条（剰余金の配当の基準日）を新設し、これにより内容が重複する現行定款第36条（期末配当金）及び同第37条（中間配当金）を削除するものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役員会 （監査役の選任方法）</p> <p>第29条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>＜新設＞</p>	<p>第5章 監査役及び監査役員会 （監査役の選任方法）</p> <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第36条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議によつて毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という）をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(5名)が任期満了となりますので、新任取締役1名を加えた取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	みうら たかし 三 浦 隆 (1930年7月29日)	1956年10月 当社入社 1959年 4月 当社常務取締役 1973年 5月 当社代表取締役社長 2004年 4月 当社代表取締役会長 2011年 6月 当社会長 2015年 6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)	205,286株
(取締役候補者とした理由) 当社グループ会社の経営者として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、常に企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力に加えて医薬品業界における産業機械分野での長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	えのもと ひろし 榎 本 洋 (1958年5月30日)	1995年 4月 当社入社 1998年 4月 当社経理部長 2000年 7月 当社執行役員経理部長 2007年 6月 当社取締役総合経営企画室 長 2008年 4月 当社取締役総合経営企画室 長兼海外部長 2010年 4月 当社取締役海外部長 2011年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	103,787株
(取締役候補者とした理由) 2011年に当社代表取締役社長に就任以来、営業面・管理面などにその手腕を発揮するとともに海外メーカーとの関係強化に努めるなど企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	かわしま こうじ 川島 浩二 (1953年2月27日)	1977年 3月 当社入社 2003年 4月 当社産業機械営業部長 2007年 3月 当社執行役員産業機械営業部長 2010年 6月 当社取締役産業機械営業部長 2010年 7月 当社取締役東京支店長 2015年 6月 当社取締役常務執行役員 東日本営業担当兼東京支店長 2017年 4月 当社取締役常務執行役員 西日本営業担当兼大阪営業部長 (現在に至る)	77,196株
(取締役候補者とした理由) 当社入社以降、営業畑一筋に業務経験を重ね、2010年に当社取締役就任後は、東京支店長・大阪営業部長の要職を歴任、当社グループ会社の業績向上に大きく貢献しております。舵取りの難しい局面を乗り切るためにも欠くべからざる人材として引き続き取締役候補者といたしました。			
4	よしの たかふみ 吉野 尊文 (1957年11月6日)	2008年11月 当社入社 経理部長 2010年 7月 当社執行役員経理部長 2015年 6月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2017年 4月 当社取締役総務部長 2019年 4月 取締役常務執行役員総務部長 (現在に至る)	7,035株
(取締役候補者とした理由) 当社経理部長、総務部長を歴任、当社グループ全体の管理部門の中心として職務を遂行しております。また、組織改正や人事制度の改定など、当社の将来を見据えた改革を推進しており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	ひびのとしひこ 日比野 俊彦 (1942年12月19日)	1984年10月 住友製薬株式会社(現大日本住友製薬株式会社)入社 2005年6月 日本ケミカルリサーチ株式会社 代表取締役社長 2007年6月 大洋薬品工業株式会社(現テバ製薬株式会社)専務取締役 2009年11月 富士フィルムファーマ株式会社 取締役副社長 2013年6月 当社取締役 2015年6月 YLバイオロジクス株式会社 代表取締役社長(現任) (現在に至る)	3,063株
(社外取締役候補者とした理由) 当社グループのユーザーやその他の業界での長年の経営実績から、有効な経営指針の提供をするとともにコーポレート・ガバナンス強化の観点で経営陣への的確な指導をしております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
6	のじりやすし 野 尻 恭 (1954年10月20日)	1977年4月 住友ゴム工業株式会社入社 2008年3月 同社取締役執行役員 2011年3月 ダンロップスポーツ株式会社(現住友ゴム工業株式会社)代表取締役社長 2015年3月 住友ゴム工業株式会社顧問 2016年6月 プリマハム株式会社 社外取締役(現任) 2018年3月 日精テクノロジー株式会社 社外取締役(現任) 2018年6月 タイガースポリマー株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) プリマハム株式会社 社外取締役 日精テクノロジー株式会社 社外取締役 タイガースポリマー株式会社 社外取締役	— 株
(社外取締役候補者とした理由) 企業のトップ経営の経験に加えて、複数企業の社外取締役経験など豊富な経営実績と広範な技術専門知見を有しております。 こうした経験と見識を、当社の更なる企業価値向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 日比野俊彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 日比野俊彦氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 当社と日比野俊彦氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、日比野俊彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 野尻恭氏は、社外取締役候補者であります。
7. 野尻恭氏が社外取締役の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
8. 野尻恭氏が社外取締役の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届ける予定であります。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 住中 秀和氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
すみ なか ひで かず 住 中 秀 和 (1943年12月23日)	1993年7月 当社入社 1995年5月 当社取締役管理本部長兼 総務部長 2015年6月 当社CS室長 2016年6月 当社監査役(現任) (現在に至る)	25,920株
(監査役候補者とした理由) 1993年の入社以来、前取締役管理本部長など長年にわたる十分な経験を有しており、特に財務部門や会計部門に関する相当程度の知見を有しております。その実績、能力等は極めて優れていることから、引き続き監査役候補者といたしました。		

注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
やま だ よし き 山 田 美 樹 (1954年1月26日)	1980年10月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマ ツ)入所 1985年3月 公認会計士登録(現在) 1999年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマ ツ)パートナー 2019年7月 公認会計士 山田美樹事務 所開業登録 (現在に至る)	－ 株
(社外監査役候補者とした理由) 山田美樹氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験が豊富であることに加えて、経営全般に関する高い見識を有しており、社外監査役としてのその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- 注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田 美樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山田 美樹氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社は同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 山田 美樹氏が社外監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届ける予定であります。

以 上

(株主様へのお願い)

— 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について —

- 本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mutual.co.jp>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。
- 本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の発熱等のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 会場受付付近に株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。  
また、会場付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細のご説明を省略させていただく場合もございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区西天満1丁目2番5号  
大阪JAビル2階 会議室  
TEL 06(6315)8613



交通	地下鉄谷町線	南森町駅	2号出口より	徒歩約8分
	地下鉄堺筋線	北浜駅	26番出口より	徒歩約5分
	京阪本線	北浜駅	26番出口より	徒歩約5分
	京阪中之島線	なにわ橋駅	3番出口より	徒歩約3分

\*株主様へのお土産はご用意しておりませんので予めご了承ください。